

計画期間の延長について

1. 計画期間延長の趣旨

本市の現総合計画は、令和2年度をもって計画期間が終了となることから、本来であれば令和3年度を始期とする次期総合計画を策定するところであるが、本市においては、令和3年4月に市長選挙を控えている状況にあり、市長選挙で当選した市長（以下、「新市長」とする。）の任期開始（5月）の1か月前に新たな計画が始まることとなる。

一般的に総合計画は、首長の方針（公約や意向など）を踏まえ策定されるものであることから、令和3年度を始期とする次期総合計画の策定を行った場合、新市長の方針と齟齬が生じる恐れがある。

そこで、新市長の方針を踏まえた次期総合計画を策定するため、現総合計画の計画期間を1年延長し、令和3年度で新市長の方針と次期総合計画との調整を行い、次期総合計画については、令和4年度を始期とする計画にしようとするものである。

また、本市においては、従来総合計画の計画期間は10年としてきたが、市長任期と併せ、次期総合計画からは計画期間を12年とする方針である。

なお、現国土利用計画についても、同様の取扱いを行うものである。

【総合計画の計画期間と市長任期との関係】

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	市長任期			市長任期			市長任期			市長任期							
現状	現総合計画基本構想（H23～R2）			次期総合計画基本構想（12年）													
	現後期基本計画（H28～R2）			前期基本計画（4年）			中期基本計画（4年）			後期基本計画（4年）							
変更後	現総合計画基本構想（H23～R3）			延長	次期総合計画基本構想（12年）												
	現後期基本計画（H28～R3）			延長	前期基本計画（4年）			中期基本計画（4年）			後期基本計画（4年）						

2. 計画期間延長に伴う現総合計画および現国土利用計画の変更方針について

今回の計画期間延長については、新市長の方針と次期総合計画および次期国土利用計画の方向性を合わせるため 1 年限りで行うものであることから、変更は下記のとおり最小限に止める。

- ①計画の最終年度を「平成 32 年度(現年号：令和 2 年度)」から「令和 3 年度」へ変更
- ②計画最終年度を令和 3 年度することに伴い、目標年次の数値を令和 3 年度における数値へ変更

3. 計画期間延長後の各年度における予定

【令和元年度】

- ・彦根市議会への現総合計画基本構想の計画期間延長に係る議案の上程
- ・彦根市総合計画検討委員会での次期総合計画および次期国土利用計画素案の検討
- ・現総合計画後期基本計画目標値の見直し
- ・彦根市総合計画審議会への彦根市議会審議結果の報告および次年度に向けた取り組みの説明

【令和 2 年度】

- ・次期総合計画および次期国土利用計画策定について、市長から彦根市総合計画審議会への諮問
- ・彦根市総合計画検討委員会に部会を設置し、次期総合計画および次期国土利用計画素案の詳細な検討
- ・彦根市総合計画審議会に部会を設置し、次期総合計画および次期国土利用計画素案の詳細な調査・検討・審議
- ・彦根市総合計画審議会における審議の中間取りまとめ

【令和 3 年度】

- ・新市長の方針と次期総合計画および次期国土利用計画との調整
- ・彦根市総合計画審議会での調査・検討・審議(必要に応じて部会も開催)
- ・次期総合計画および次期国土利用計画策定について、審議会から新市長への答申
- ・次期総合計画および次期国土利用計画の計画素案に対するパブリックコメントの実施
- ・彦根市議会への次期総合計画基本構想策定に係る議案の上程
- ・次期総合計画および次期国土利用計画の策定

※上記予定は、今後の進捗により変更となることがあります。